処　　分　　基　　準

令和３年３月５日作成

法　　令　　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第１１条第４項
処 分 の 概 要	けん銃等又は猟銃の所持許可の取消し
原権者（委任先）	福井県公安委員会
法 令 の 定 め	銃砲刀剣類所持等取締法第４条（許可）、同第６条（国際競技に参加する外国人に対する許可の特例）、同第１１条第４項 火薬類取締法第５０条の２第１項（猟銃用火薬類等の特則） 火薬類取締法施行令第１２条（猟銃用火薬等）
処　分　基　準	当該違反に伴う実害の発生、同種事案の再発のおそれ、社会的に非難されるべき点等が認められる場合に、許可を取り消すものとする。
問 い 合 わ せ 先	福井県警察本部生活安全部生活安全企画課保安係 電話０７７６－２２－２８８０（内線３２１０）
備　　考	